

通 知 書

令和7年2月4日

〒060-0002

北海道札幌市中央区北2条西10丁目植物園グランドハイツ東棟4階

弁護士法人上野・横山・渡法律事務所

被通知人 エンブレム札幌清田管理組合 代理人

弁護士 渡能史 先生

(FAX: 011-281-2802)

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

通 知 人 日本システム企画株式会社

代表取締役 熊野 活行

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1-4 淳和ビル5階

東京ディフェンダー法律事務所

TEL 03-5614-7690

FAX 03-5614-7690

上記通知人代理人弁護士 藤原大



冠 省

当職は、通知人「日本システム企画株式会社」(以下、「当社」といいます。)の代理人として、被通知人「エンブレム札幌清田管理組合」(以下、「御組合」といいます。)に対し、御組合の令和7年1月24日付け「受任通知兼請求書」(以下、「本件請求書」といいます)における請求について、下記の通り通知致します。(なお、本件請求書で用いられた略語については、同様に用います。)

記

当社は、本件契約に関し、御組合に対して債務不履行はなく、またパイプテクターの効果につき虚偽説明を行ったものでもありません。

この点、本件契約に基づき、平成30年11月12日、札幌市清田区清田2条3丁目7所在のエンブレム札幌清田A棟及びB棟にパイプテクターを設置しました。

そして、当社は、上記設置の1年経過後である令和元年12月10日、御組合の理事長(林氏)立ち会いの下、配管内の内視鏡調査を行いました。その結果、パイプテクター設置前と上記内視鏡調査時とで、エンブレム札幌清田A棟及びB棟のいずれにおいても、赤錆閉塞率が減少し閉塞の改善が確認できました。

さらに、その後、当社は、令和3年10月12日、御組合の理事長(林氏)立ち会いの下、エンブレム札幌清田A棟の配管内の内視鏡調査を行いました。その結果、前回の令和元年12月10日の内視鏡調査時と上記内視鏡調査時とで、さらに赤錆閉塞率が減少し閉塞の改善が確認できました。

なお、当社は、エンブレム札幌清田B棟8階堅管で漏水が発生した、更新工事に立ち会って欲しい旨の連絡を受け、令和3年9月7日に行われた給水配管更新工事に、当社も御組合の理事長(林氏)とともに立ち会ったところ、同漏水は外部腐食によるものでした。この点、本件契約においても外部腐食からの漏水は保証対象外となっております。

以上からも、当社は、本件契約に関し、債務不履行はなく、またパイプテクターの効果につき虚偽説明を行ったものでもないことは明らかです。

従って、御組合の当社に対する本件請求書における請求は、いずれも応じられませんので、その旨通知致します。

草 々